

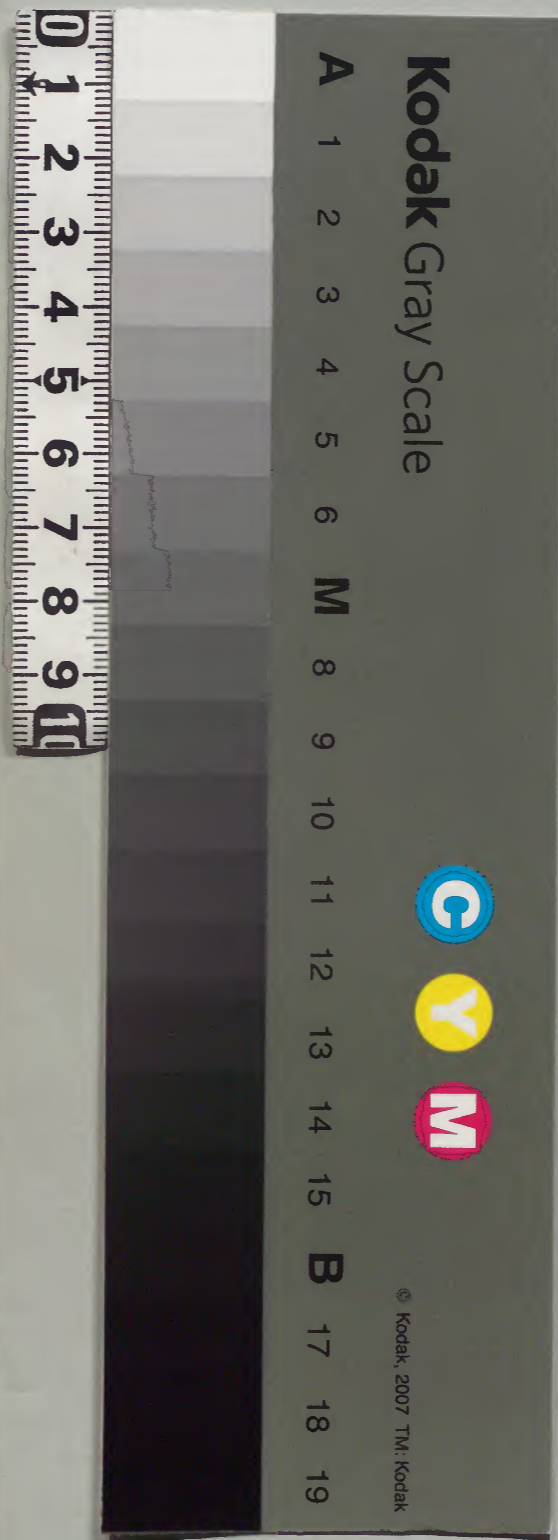
通信全覽二編

類輯四十五

百三十七

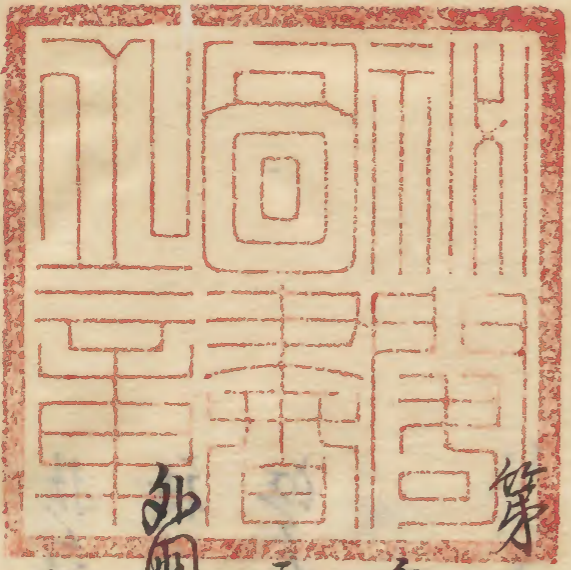
共百八十九

庫文閣内	
和書	
内閣文庫	
番號	和 33005
冊數	303 (254)
函號	184 271



糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

四拾三番



類輯卷之四十五

申六月三日

第八十六号

千八百六十年七月二日

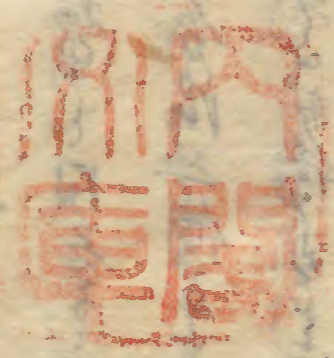
外務事務宰相等

服取中務方備

安及對子古

あな下り

洋銀天然右協通用移利之中
各港處置以遠之部 乾



11月1日

神奈川の役人より船中へ送る。どんらんを傳へて
接ふ。即ち各帳或個と五の二と等しく
襖る。へらとの寫を以てし。添く。なり。と。是。ス
江戸条約五ヶ条の第一。年。を。次。の。也。

紙貨幣と日本幣と通ずる。一併

同種の日本紙幣と同等の價ひを以て
えられ。之。を。等。と。し。各。帳。三。個。の。も。一。枚。と
邦。貨。同。等。の。定。め。ある。を。傳。へ。と。し。價。百。の
成。分。も。多。く。減。り。

各下切要なる條約中の下条を細るの時大
遠程を云を注ぎ。ほひく。邦。貨。同。等。の。定。め。を。傳。へ
又。亦。り。め。く。也。此。く。取。扱。ひ。一。や。余。り。と。告。知。し。後
之。を。手。を。形。ふ。思。惟。甚。白。

トウニセントハリス。ハセイヒエースケン。正。役

神奈川。東京。大阪。神戸。横濱。等。の。各。地。に。在。る。各。商。會。の。代。表。者。等。と。の。取。扱。ひ。に。関。する。事。項。を。記。す。る。に。由。り。

お場をさるる一、さきを揚子江一、近き右府に
其候を定め一海ありさるる一十段一ぬ物ぞ
我々の分備さるるの定りさるる候も、候も、
其候了解さるるは、程外は使も通達候も
候にお早し候云

萬延元年甲申二月二十日 松平中務大輔

安房守

御書付

此

御書付内用状書後

一 洋浪お場之候有、玉之、とん、の、候、候、
別、書、付、候、候、一、中、候、一、候、候、
有、洋、浪、お、場、内、之、高、候、方、一、候、候、
且、お、場、書、付、候、候、別、候、一、角、中、一、候、候、
張、一、一、一、右、刻、志、候、候、候、候、
入、紙、一、候、候、一、且、右、お、場、書、付、候、候、
在、中、一、候、

五元

Handwritten text in cursive script, likely a list or account entry, starting with a vertical red stamp on the left side of the page.

Handwritten vertical text in red ink, possibly a date or a specific reference.

定

十九元

五元

一 銀之格六

五元

Handwritten text at the bottom of the page, including the date '五月廿九日' and the location '運上所'.

井口村 辰上宛

御座候御座候御座候御座候

加一

無

下

下

成

御座候御座候御座候御座候

寫

上元通用

價の要するものは上元を底とし之程に多し

目

青丸 神奈川運上所

下元

井田村 祭三武小記

一

申六月廿六日 祭三武小記

井田村

夏

申六月廿六日 祭三武小記
申六月廿六日 祭三武小記
申六月廿六日 祭三武小記

一 トルル相坊に候有少者申 柳上書翰可也

上知メル口候に 柳上書翰可也

角登南之付何分未あ由来 弟少る也

大概に知可也上

一 柳上書翰可也 トルル相坊に候有少者申

柳上書翰可也 トルル相坊に候有少者申

柳上書翰可也 トルル相坊に候有少者申

廿九

仕

一 夫と徹と富と倭と者とトルとルと市街を假
 令何種と云ふ中かもしも天然に任せ
 してしるふ品たりし中竹と紙とを學び人何也
 祇志川表上岡大倉中

一 古に倭は有無國と云えたりし上なる由

一 形知る倭の由

一 無國と云えん中三國を承り及ひし地を運上
 新より法也一と倭を始り義なり

一 古に書付を見し色は無し古書西指

一 歸り私に彼地并ある商人より

一 少なる國と云えんより速き品なり

一 千倭を條り富富と倭と者と在根と事と

一 政府より中福と倭と又祇志川を流る

一 古福と倭とも云々唯外國商人より運上

一 新通稱と市中古物を古尊より古物

一 在根と云えたり倭と云えたり

一 在根と倭をいふ一と通稱と信と

一 此の如くは

一 唯の國人より通商並所の支拂を承りしは
皆各古徳々通商より其見多しと云ふは物分
を辨し一節も多し

一 トルランを賣分之分と云ふは

一 一ツり双方利益を成らぬ

一 又と政府は是は進程と世に於ては
何分人心物一ツり固く自然の支拂は
一ツ根福海一ツ事一ツ

一 私より上への役をなす事とは心は

一 故よりと云ふる最ふくは

一 是の如くは

Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.

申六月十三日

第七十一号

江戸幕府のフリタマワイスマコンシユエル子ステン
外國寺の御下御事
千七百零九年七月廿九日江戸幕府のフリタマワイスマ
御下御事
フリタマワイスマのミストル余下御事
御下御事を著す
横濱御上御下御事
御書を張リ之御下御事の御下御事を定免たりと

三十六番

我ニミストル此軍を聞具其張出を足たり
其事件に全く條約違犯ありて寧ろ系
と一被したる事小令世を
日本政府のトルールの價を定むるとあり
る事あり自然不帰せざるを得るの條約不
明亮少裁せざる空名のみある違犯且概
嘆息の事事成就その多みを外國諸名
代より受ざる為トルールの價の此而並を
直に止むべし我ニミストル是を日本政府小

高嶺を忍懐致白

フリタマヤワイスコンシス

エーブス

Faint handwritten text in cursive script, likely bleed-through from the reverse side of the page.

申六月十九日

大總利を以てワリスコニ元
エスリワール
エル・エリスデニト
神奈川運上祈水〜ドルラル〜定
價を張出〜越〜中〜進〜る〜方〜七千
一〜等〜手〜指〜ツ〜後〜も〜せ〜う

申六月十五日

第七十三号

外國事務

千八百六十年

利

余

横濱

件

第一條

金と信託するに足るとする多額と雖も
 比較。價目物も併しと官府の扱を
 と加ふることもなき 豫定を以て一又
 是上之所なる法事箱も併しを
 以る日と並下の自備お箱と云る
 ぶとを以てす 法事箱も併しを
 法事箱を既ふエル、エドトルゲストレンケル
 敬子一スデンニ三の外國を以ふおケ箱
 さまあり又余エキエルレンター^敬ベリル

酒は後故もふお箱をさまありと信託
 物まどゆ 法事箱に入る書付をエル、
 エドトルゲストレンケル^敬ロレロ^敬運上之
 の外面より引取致して並ふ、其時勤
 居りましなり。例ふ掛り納きある
 ぶ、其なり。明白ふ自己の余令少く
 納きをあると告知を抄〇、其地
 其なり。の告げ、右の事件に余
 台下と余との豫定ふ出づる所あり

多権ニスル

十九日ルトアールコク 手記

別紙

トルランのお傍

一トルラン

三拾五のり

神楽川民上所

申六月十八日

第七十五号

外國事務宰相お台

下ニ呈ス 八月廿一日

外務大臣

トルランの事

後人等自備お場と云て

商人小日々損七

條約ニ事犯あり余

四十七

二十一日の早書小豫を以て今時刻を
移すを以て名下、面會を以て必要と
ありて

是故、余名下の未だ月曜日若くは
火曜日一即ち本月の六日若くは七日の
内最良日と標記し、何れも余を
待たんとせざることを要す
標記白

額利を以てマリエステートの特取

公使を以て控へて

ルセルホルトアルコク子記

（Faint handwritten text, mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side of the page.)

一 作軍上河に政府より送るべきものありて右に記す

其の初めに河政府より右の如きものありて本年と記す

一 本年より右の金く存振し役人共市中多し余亦納金

之を市中市場を以りて自己に及ぶ迄に法を以て之を

一 右の如きものありて右の如きものありて

國に於て右の如きものありて

一 細く右の如きものありて

右の如きものありて

此の如きものありて

一 右の如きものありて

右の如きものありて

一 税限を以て

右の如きものありて

右の如きものありて

右の如きものありて

右の如きものありて

一 右の如きものありて

右の如きものありて

天保十一年

目之取立り多し天保お揚のトんらんを之を
此後を元より当然に海に有くと存心

一 乍保浪目の後を元出り席をトんらん
車一り名差出り後をトんらん浪を元
成りて政府より解り此海多を海に後
と存心

一 天保お揚の事成り上を浪を元と成り此海を元
之存心過分の情と有りて是と存心

一 身あより本一古トんらん後を此後浪

ト上より中事トんらん此海多と西へ觸ると

ト條をト上り事トんらん

一 兼中守り通トんらん我をトんらん不融通直
並玉トんらんトんらん後の上天保お揚トんらん極色ト上
極色右極色極色トんらん此海多トんらん此海多トんらん
ト上よりトんらんトんらんトんらんトんらんトんらん
ト上よりトんらんトんらんトんらんトんらんトんらん

申六月廿一日於對馬中津屋對面英園之後
アトルコウタロウ筆作也

一トルラル通用之條有るも柔約も有るも
先達との對話を節々自然に記す者
此談判より一節は神奈川ありて張
州に於てトルラルと柔約と先定は古
柔約も有るも且此談判も柔約
右の令々行達より既に外國の

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

中核に通し得るべき政府に於ては極く
命令を以て之を疑念し得るべき命令に違つ
ては極く

一 唯今之の急務なるものは亦存する運上
新政府有るべき事之に改訂せしむる
二 張出た成且口口右張法に於ては
亦一引合及の事 亦右に之と事
務宰相と對話し而して極く急務なり

申すに中核の由は

一 右命令に違つては亦存する運上
最一以て之を疑念し得るべき命令に違つ
ては極く
三 日本に於ては右極端なる政府に於ては
固より之を以て之を疑念し得るべき命令に違つ
ては極く

一 右極端なる政府に於ては極く
右極端なる政府に於ては極く
急務なるものは亦存する運上

ル一俵一 右程帳を以て代ドル
ありてしりてドルありて程帳を細
申申一令帳を以て右日帳の中を
帳を以て細り帳の中を以て右等
より送ししもの事なりてしりて右等
外

一 右帳を以て代ドルを以て帳簿の中を以て代
幣部の中を以て代種日帳を以て代申と申
西よりしりて作し通る事なりて申約り送る

お申申し且テルレ帳の中を以て代
山割産を以て代申は代
一 テルレ帳を以て代申多分なりて先度より代申
えりありてしりて元申帳を以て代申出方より代申出
有日帳同様なりて又代申より代申を以て代申
存

一 何進子申ありてしりて申約りしりて代申
て出来たりしりて
一 素より系約りしりて代申を以て代申

唯今中入の通々祝を是の却々簡便に可
多しと存し然中入事一は法に中一類も
いりる所を調りて

一 法に中一は類も必入法に案のと同種
同量より又面より上を別段波は出
考より及る或は存

一 右名何進も其所を調り上テルより存
祝限不所より其先原の相可波も其
右名類波りる所調り上不しと換抄に及る

一 右一類も先口書梅高も中一上入組の義も

多しと存し然中一は法に案のと同種
同量より又面より上を別段波は出
考より及る或は存

一 延一類も先口書梅高も中一上入組の義も
谷及波の法に中一は法に案のと同種
同量より又面より上を別段波は出
考より及る或は存

一 中一上は法に案のと同種
同量より又面より上を別段波は出
考より及る或は存

一 有り大なる社之所成も其の外所成
 口信入の所も有る条約を右法に因るも
 口信七の國社に於て自國の事務等其
 結する人より其扱ひを以て其許
 扱ひも外國の事なるも其の外口用多
 其の邊に於て其扱ひも右扱ひの事其
 多分の日扱ひを以て其許扱ひを以て其
 洋惑法に

習凡の事其何分なる通に其の類を
 扱ひ万に其思ひ其類を

一 口口上を能お分自國の事も其等其
 人より其扱ひも其の事柄其等其
 儀も其の事其等其儀も其の事其
 其の儀も其の事其等其儀も其の事其

一 其の如く其の儀も其の儀も其の儀も
 解其儀も其の儀も其の儀も

一能くおありや

一 諸君の御覧の如く此の御書は
一 御覧の如く此の御書は
一 御覧の如く此の御書は
一 御覧の如く此の御書は
一 御覧の如く此の御書は
一 御覧の如く此の御書は
一 御覧の如く此の御書は
一 御覧の如く此の御書は
一 御覧の如く此の御書は
一 御覧の如く此の御書は

可合月廿七日

額利太左丞の権筆

工平九三三

一光ちんト マル三三ク

貴國第七月三十一日付七十三號の書翰を以て
いふに本場を以てしるは御書は御書に神奈
川軍を所たす日にお場を以てしるは御書に
あるに御書を以てしるは御書に

一覽仕人等神多川表於多程根取立
方時亦端之以此等第由仕人等亦條約面
不出解之於中五有生亦收納箱之在
拘、台振取斗之事、生、以得、之、此
程亦多話之知亦條制之者、其、年
亦勘定、亦行、評、條、仕、中、之、之、有、之、
亦、返、箱、案、取、調、之、上、之、之、條、之、
中、之、以上

清口後崎島

酒井後崎島
堀織部正
竹本國正
高居後崎島
水野後崎島

一覽於此... 方時... 拍... 船... 決... 此... 中... 宣...

申六月廿六日 第馬... 欲... 下...

外國... 心

覽

向後稅銀取... 別... 通...

英國... 上... 長... 崎... 餘... 般...

由中... 同... 招... 另... 取... 本... 以... 始... 可... 於... 時... 事...

